

○経済産業省告示第九十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。